

浜松市公告第621号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年8月3日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール浜松志都呂

浜松市西区志都呂町5605番地

2 変更した事項

大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客及び従業員が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

項目	届出内容
イオン(株)を除く全小売業者の開店時刻	9時00分
イオン(株)を除く全小売業者の閉店時刻	23時00分
駐車場を利用できる時間帯	24時間

(変更後)

項目	届出内容
イオン(株)を除く全小売業者の開店時刻	7時00分
イオン(株)を除く全小売業者の閉店時刻	23時00分
駐車場を利用できる時間帯	24時間

3 変更年月日

平成24年8月11日

4 変更する理由

お客様の利便性向上のため

5 届出年月日

平成24年8月1日